

<39ページの冒頭に追加>

2019年7月10日

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 御中

京都市聚楽保育所
保護者

「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館
受託者の選定に係る募集要項（案）」への意見および質問事項

京都市聚楽保育所において、去る7月2日付で配布されました「令和元年度京都市
聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）」
について、現時点での保護者の意見および質問事項を下記の通り整理いたしました。
意見・質問事項は今後も随時追加する予定ですが、まずは以下の意見・質問事項に対し、
明確で一貫した論理・根拠をご提示いただきながらご回答ください。

なお、本日までに出示された保護者の意見および質問事項には全てご回答いただき、
「募集要項」（案）に反映させた上で、7月26日の「令和元年度第2回市営保育所移
管先選定部会」にて審議を諮っていただきますようお願いいたします。

また、「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者
の選定に係る募集要項（案）」に関する御意見票」に対する保護者からの回答は、本紙
を含めて全て第2回選定部会において紹介し、選定委員の方々がその内容を十分に理
解した上で、これを踏まえた審議が行われるようご配慮ください。

⇒ 意見

< 6 4 ページの間 3 の 2 の次に追加 >

2019 年 7 月 10 日

京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会
市営保育所移管先選定部会 委員の皆様

京都市聚楽保育所
保護者

「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館
受託者の選定に係る募集要項（案）」への意見および質問事項

京都市聚楽保育所において、去る 7 月 2 日付で配布されました「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）」について、現時点での保護者としての意見および質問事項を下記の通り整理いたしました。

7 月 8 日（月）に聚楽保育所で開催された保護者説明会において、保護者の意見・質問は選定部会において全て紹介されると伺いました。

私たち保護者にとってはこれが、自分たちの意見や考え、疑問点等を直接選定委員の方々にお伝えする唯一の機会です。そのため、委員の皆様におかれましては、以下の意見・質問事項を十分に踏まえた上で、「募集要項」の審議をおこなっていただきますよう、お願いする次第です。

I. 聚楽保育所の民間移管について（「募集要項」の前提として）

京都市の説明によると、今回の聚楽保育所の移管は京都市が策定した「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」（以下、「基本方針」）に基づく「再公募」であるとのことでした。

この「基本方針」は 2014 年 10 月に策定されており、当然ながらそれ以前の保育をめぐる状況を踏まえて作成されたものです。また、この「基本方針」のベースとなった改定前の「基本方針」にいたっては、2011 年 12 月に京都市社会福祉審議会の福祉施策のあり方検討専門分科会が取りまとめた「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」を踏まえて、2012 年 5 月に策定されたもので、7 年以上前までの実状しか反映されていないことは言うまでもありません。

しかしながら、この「基本方針」が策定された 2014 年 10 月以降、子ども・子育て新制度の施行とその見直し、「保育所保育指針」の改訂、幼児教育・保育の無償化とそれに伴う保育需要のさらなる増加、一方での待機児童問題と保育士不足の深刻化、保育士の処遇改善と「保育の質」の向上を図るキャリアアップ研修の導入等、保育をめぐる状況は大きく変化しており、それにともなって、保育をめぐる社会的関心も高まっています。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の

施行や社会福祉法人制度の改革、学童保育をめぐる問題等、保育に関連する分野においても様々な変化が生じており、「基本方針」が今日の保育をめぐる状況を反映したものとなっていないことは明らかなです。

そうであるにもかかわらず、保育をめぐる状況に対する認識がアップデートされないまま、時代に即していない「基本方針」に則った形で聚楽保育所の移管先の「再公募」が行われようとしていることに、保護者として疑問を禁じ得ません。

さらに、今回はじゅうらく児童館を併せて運営することなど新たな募集条件が加えられたことについても、大変驚き、不安を感じています。

いうまでもなく、新たに加えられた募集条件は、従来の条件を大きく変更する内容であり、京都市がこれまで聚楽保育所の民間移管の根拠としてきた「基本方針」の内容からも大きく逸脱するものです。しかも、このような重大な変更でありながら、子どもや保護者に対しては事前に何の説明もありませんでした。そのため、このあまりにも一方的な対応に、保護者として強い不信の念を抱いています。

このような形で聚楽保育所の民間移管に向けた手続きが進められることに、保護者として大変強い不安と憤りを感じており、それによって子どもたちの育ちに不都合や不利益が生じることを懸念していることをご理解ください。

Ⅱ. 「募集要項（案）」についての意見・質問

以上のような保護者としての疑問や不安を踏まえれば、今日の保育をめぐる状況を踏まえた上で、確実に市営保育所の保育を引き継ぐことが出来る具体的な条件を備えた「募集要項」を整備する必要があることは言うまでもありません。

しかしながら、今回提示された「募集要項（案）」は市営保育所の保育を引き継ぐ上で非常に不十分なものであり、ひとつひとつの条件等の根拠も明確ではありません。

以下、「募集要項（案）」のうち、市営保育所の保育を引き継ぐ上で特に重要と思われる「移管後の運営に係る基本事項」を中心に、疑問に感じた点等を挙げておりますので、「募集要項（案）」についての審議において、選定委員の皆様におかれましては、必ずこれを参照し、論点等を踏まえた上で、「募集要項（案）」についての審議を行っていただきますようお願い申し上げます。

①申請資格等について

- (1) 「1 共通編」 4 頁 「2 申請資格」 に、「京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること」との記載がありますが、
- ・ 認可保育所、認定こども園の運営経験の無くても応募できるということですか？
 - ・ 運営経験の年数は問わず、運営開始 1 年目の法人でも応募できるということですか？
 - ・ 他の自治体では一定年の運営経験を必要とするところもありますがご存じですか？

- (2)「2 保育所編」16 頁，別添 5 に「利用児童への影響が最小限となるよう」との記載がありますが，「利用児童への影響」について具体的な内容を教えてください。

②「移管後の運営に係る基本事項」について

(1) 定員・運営

「保育所又は認定こども園として運営すること」について

- ・ 移管後 1 年目から認定こども園への移行が可能ということですか？
- ・ こども園への移行について，「保護者の同意」は法令上必要とされていますか？

(2) 費用負担

「移管日の前日に在所している児童については」新たな負担を求めないとしていることについて，

- ・ 移管後に入園した児童については，園から在園児とは異なる新たな費用負担を求めてもよいということですか？
- ・ 費用負担については保護者の同意はどのように確認するのですか？重要事項説明書に記載されていて，気が付かずにサインしてしまったらどうなりますか？
- ・ 費用負担に同意しない世帯があった場合，その世帯の子どもだけ同意した世帯と異なる取り扱いをするのですか？

(3) 園長（施設長）の条件→非常にわかりにくい記載です

- ・ 認可保育所の経験が 3 年しかない人でも園長になれるということですか？
- ・ 認可保育所の園長の経験が無い人でも園長になれるということですか？
- ・ 「社会福祉事業の経験」とは具体的には何ですか？例えば，介護士として，ケアマネとして働いた経験があれば，経験に数えるのですか？
- ・ 「認可保育所での保育経験 12 年以上」というのは，そのうち 3 年がアルバイト，6 年が派遣，残りの 3 年はフリーで担任を持ったことがない，という人でも，園長になれるということですか？
- ・ 市営の所長の平均経験年数は何年ですか？
- ・ キャリアアップ研修についての国の資料では，園長の平均勤続年数が 24 年になっていますが，京都市としてその事実を把握していますか？

参照：<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-03-02-05.html>

(4) 保育士

「次の常勤保育士を確保し，移管を受けた保育所において勤務させること」として，

①保育士等（保育士，保育教諭，幼稚園教諭）として経験 10 年以上又は法人が運営する園での経験が 7 年以上の保育士を 3 人以上（うち 1 人は乳児保育経験のある者）

②上記のほか，乳児保育経験のある保育士を 2 人以上

③保育士等として経験 5 年以上の保育士を 1/3 以上 という 3 条件が挙げられています，

- ・ 「常勤」の定義は何ですか？保育士の半数が派遣などの非正規でも，常勤保育士を確保したことになりますか？
- ・ 「経験」とは何ですか？パートや非正規で補助的な業務を 7 年又は 5 年以上していれば，「7 年以上」「5 年以上」の保育士とカウントされますか？
- ・ 「乳児保育経験」とは何ですか？半年や 1 ヶ月でも「経験のある者」になりますか？ 具体的な基準があれば教えてください。

- ・ 例えば，保育士が全部で 15 人として，
移管先法人での経験 7 年以上の保育士を 3 人（うち 1 人は乳児保育経験あり）

経験 5 年以上を 2 人（いずれも乳児保育経験あり）

未経験の新卒を 10 名

という構成で基本事項の条件を満たすことになりますか？

若しくは，

移管先法人での経験 7 年以上の保育士を 3 人（うち乳児保育経験 1 人）

経験 1 年の乳児保育経験のある保育士を 2 名

経験 5 年以上の保育士を 5 人

未経験の新卒を 5 人

という構成で基本事項の条件を満たしますか？

- ・ 現場の保育士をまとめる「主任保育士」は，基本事項において言及されていませんが，どのような位置付けになっているのでしょうか？何の位置付けもされていないのでしょうか？
- ・ 市営では主任保育士の平均経験年数は何年ですか？
- ・ 法人で 7 年以上の経験がある保育士が主任保育士をしても構わないということですか？
- ・ キャリアアップ研修についての国の資料では，主任の平均勤続年数が 21 年になっていますが，京都市としてその事実を把握していますか？
- ・ 同じ資料では「副主任保育士」「専門リーダー」が経験 7 年以上の位置付けですが，京都市ではその程度の経験の保育士が 3 人いれば市営の保育の質が引き継げる，という理解なののでしょうか？

（５）引継ぎ・共同保育

- ・ 共同保育の「日数」は 1 日当たり 8 時間での計算ですか？

- ・ 「原則」の意味はなんですか？「例外」はどういう場合ですか？（「以上」となっていないのは、満たない場合を許容するという趣旨ですか？「以上」の趣旨なら「以上」と書くべきではないですか？毎日保育するなら「平日」とか「月曜から土曜までのうち5日」と書くべきではないですか？連休や有給など考慮する意味なら、原則と書かずにそのことを付記すれば足りるはずではないですか？）
- ・ 共同保育に入る担任予定者は各クラス1名ですが、その職員が自己都合退職してしまったり、産休・育休などで長期休業に入ったりすることは想定されていますか？担任予定者が各1名で足りるといえますか？
- ・ 移管後は市営の保育士は、引き続き担任になるのでしょうか？
- ・ 移管後に残る「移管前の担任」は5人とされていますが（「2 保育所編」2頁）、クラス数が6クラスであるのに対し移管後に残るのが5人となっているのはなぜですか？どのクラス担任が減らされているのですか？市営保育所の「保育内容の引継ぎ」（「基本方針 16 頁」）である以上、全クラスの担任が引継ぎ・共同保育のために残るべきではないですか？
- ・ 移管後に残る市営の保育士の人数や、残る期間は決まっていないのでしょうか？
- ・ 臨時的任用職員の雇用について、移管先の法人が採用を断った場合、京都市として法人に対して採用を義務付けることはできますか？
- ・ 市からの「助言・要請」に「誠実に応じること」とは、市は強制的な介入はできないということでしょうか？

（6）職員の育成

- ・ 別添4の市営保育所職員研修に出席とありますが、強制力がありますか？
- ・ 市営の各研修は、3年目でも「初任者」。8年目で「中堅」。20年目でも「中堅」となっていますが、それぞれの位置付けと具体的な中身を教えてください（日数、講義時間など）。
- ・ 市営保育所ではなく民間保育園の保育士を雇用するにも関わらず、国のキャリアアップ研修が育成の中に位置付けられていない理由は何ですか？

（7）三者協議会の設置

- ・ 崇仁保育所では、第1回の協議会が開かれたものの第2回の日程さえ決めずに終了してしまったと聞いていますが、事実ですか？
- ・ 三者協議会中の保育体制の確保について「ただし保育標準時間の時間帯に限る」とは、保育標準時間外に三者協議会が開催される場合、保育は確保されないという意味ですか？

（8）情報開示

- ・ 「努めること」とありますが、具体的には何をどこまですることが「基本事項」

に含まれているのでしょうか？

- ・ 保護者に対して会計資料の一部を公開している園もありますが、そのようなことも「基本事項」に含まれますか？

(9) 基本事項の遵守状況の検証

- ・ 「検証」の具体的な内容がよくわかりません。過去に民間移管が行われた園においては、具体的に何をどこまで検証したのか教えてください。

(10) 内容の変更

- ・ 基本事項の内容の変更は保護者の「理解を得るよう」「努めること」とありますが、在園児の卒所後は保護者の同意なくとも「理解を得るよう」「努め」れば、変更できるということですか？

(11) 基本事項に違反した場合

- ・ 「損害賠償」「解除」は具体的にどういう場合を想定していますか？
- ・ 「協定」とは何ですか？

(12) 保護者対応

- ・ 保護者会のための施設利用「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」とありますが、支障が生じる場合は具体的にはどういう場合ですか？

(13) 保育内容全般

- ・ 「市営保育所保育のガイドライン」を尊重して保育運営を行うことになっていますが、これまでに移管された園のホームページを見ても、そのような記載はどこにもありません。引き継がれているなら、「市営保育所保育のガイドライン」を尊重して保育運営を行っているとは記載されているはずですが、どうなっているのでしょうか？

(14) 障害児保育、配慮が必要な子どもの受入れ

「積極的に受け入れるよう努めること」とあることについて、

- ・ 障害児を受け入れる場合は、程度に応じて加配職員の確保が必要ですが、保育士不足の深刻化で受け入れを断らざるを得ない園がたくさんあると聞いています。そのような事実を京都市として把握していますか？
 - ・ 最近も障害のある2人目の子どもの入園を上の子が通う民間園に断られ、仕方なく市営に預けたという話を聞いていますが、京都市として把握していますか？
- 「退所までの保育を保障」とあることについて、
- ・ 移管が決まった市営から他の市営に転園した保護者がいると聞いていますが、京都市として把握していますか？

- ・ 障害児の保育経験のある保育士を配置する必要はないのですか？「例えば、区分2以上の児童を、1年以上担任として保育した経験があること」といった具体的な要件を課すべきではないですか？
- ・ キャリアアップ研修の分野別として「障害児保育」の項目がありますが、この受講が「基本事項」に含まれないのはなぜですか？

(15) 宗教的な保育

- ・ 「信仰の自由」とは言うまでもなく「信仰をもたない自由」も含まれますが、「移管先が特定の宗教を背景とした社会福祉法人である」等の、宗教上の理由により転園を余儀なくされる場合、どのような保障がありますか？

以上